

第 6 号様式（第 9 条関係）

市有住宅用地売買契約書

譲渡人 津久見市（以下「甲」という。） と 譲受人 （以下「乙」という。）
とは、津久見市定住促進のための市有住宅用地減額助成等に関する要綱（平成
29 年告示甲第 33 号。以下「要綱」という。）の規定によって、次の条項により
市有住宅用地の売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものと
する。

（売買する市有住宅用地）

第 1 条 甲は、次に掲げる市有住宅用地（以下「住宅用地」という。）を乙に売
り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

住宅用地の所在地	地目	面積	備考

（売買代金）

第 2 条 住宅用地の売買代金は、金 円とする。

（予定売買代金）

第 3 条 要綱第 8 条の規定による、市有住宅用地減額助成決定通知書により通知
された減額助成する予定額を前条の売買代金から差し引いた額を、予定売買
代金とする。

2 本契約に係る予定売買代金は、金 円とする。

（予定売買代金の支払い）

第 4 条 乙は、予定売買代金を要綱第 10 条第 1 項の規定により、甲から発行さ
れた納入通知書により 年 月 日までに支払わなければならない。
い。

2 甲は、乙が前項の支払いを怠ったときは、要綱第 12 条第 1 項第 1 号の規定
により本契約を解除できるものとする。

（所有権の移転）

第 5 条 住宅用地の所有権は、第 3 条第 2 項に定める予定売買代金が完納され
たときに、甲から乙に移転するものとする。

（住宅用地の引渡し）

第 6 条 住宅用地は、前条の規定によりその所有権移転したときに、乙に対し
現状のまま引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記）

第 7 条 甲は、第 5 条の規定により住宅用地の所有権が移転した後に、速やか
に所有権の移転登記を嘱託するものとし、乙は、これに必要な書類等をあら

かじめ甲に提出するものとする。

2 登録免許税等の費用は、乙の負担とする。

3 甲は、乙が前項の支払いを怠ったときは、要綱第 12 条第 1 項第 2 号の規定により本契約を解除できるものとする。

(危険負担)

第 8 条 この契約の締結の日から住宅用地の引渡しの日までにおいて、甲の責めに帰すことのできない事由により、住宅用地に滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害は乙が負担するものとする。

(届出)

第 9 条 乙は、要綱第 8 条の規定による減額の決定の日から 24 月以内に要綱第 13 条第 1 項に規定する市有住宅用地減額助成等完了届を甲に提出するものとする。

2 前項の規定によるもののほか、必要な届出は、要綱第 13 条に規定するものとする。

3 甲は、前各項による届出がされた場合は、必要な調査等を行い、適正と認めた場合は、書面により通知するものとする。

(実地調査)

第 10 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、住宅用地を調査し、又は参考となるべき資料の提出若しくは報告を求めることができる。

2 乙は、甲から前項に規定する求めがあるときは、直ちに甲に報告等をしなければならない。

(公租公課)

第 11 条 第 5 条に規定する所有移転後の当該住宅用地に対する公租公課は、全て乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第 12 条 乙は、本契約締結後、隠れた瑕疵のあることを発見しても、代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(精算)

第 13 条 甲及び乙は、要綱第 10 条第 2 項に規定する精算を行う場合は、要綱第 15 条の規定により行うものとする。

(減額助成相当額の返還)

第 14 条 乙は、要綱第 16 条各号に該当する場合は、減額助成措置を受けた相当額を甲に返還しなければならない。

(転売の禁止期間)

第 15 条 乙は、本契約に係る住宅用地取得後 5 年間は、当該住宅用地を転売又は転貸することができないものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙が転売又は転貸した場合は、要綱の規定により受けた減額助成の相当額及び補助金の返還を乙に求めることができる。

3 前項の規定による減額助成相当額及び補助金の返還は、甲が発行する納入通知書により、甲が定める期日までに支払わなければならない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、第 4 条第 2 項及び第 7 条第 3 項の規定によるもののほか、乙が要綱第 12 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する場合は、催告を要せず本契約を解除することができる。

(要綱の遵守)

第 17 条 乙は、要綱を熟知の上、本契約を締結したものであることを確認し、住宅用地を利用するにあたっては、当該要綱を遵守するものとする。

(協議)

第 18 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定めるものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

年 月 日

甲	所	在	津久見市宮本町 20 番 15 号	
	名	称	津久見市	
	契約担当者		津久見市長	⑨

乙	住	所		
	氏	名		⑨